

特定外来生物防除等対策事業における
交付決定前着手届の弾力的運用に係る補足について

特定外来生物防除等対策事業（以下、「交付金事業」という。）による交付金を用いて自治体が行う事業は、交付決定後に着手することが原則ですが、生物多様性の保全にあたってやむを得ず緊急的な対応を要する場合等を想定し、交付決定前着手届（以下、「着手届」という。）の提出により、一定の条件の下で、交付決定前に事業に着手することを可能としています。

令和5年度より運用を開始した本交付金事業では、これまで、昨今の異常気象による気温や水温の上昇時期の早期化、想定を超えて急拡大する特定外来生物による新たな侵入等を理由として、多数の着手届を提出頂きましたが、それに伴い多数のご質問やご相談が寄せられたことから、着手届の運用について、下記のとおり整理を行いました。着手届の提出を検討されている自治体におかれましては、下表を参照し、着手届の作成時にお役立て下さい。

なお、着手届については「特定外来生物防除等対策事業 事務手続きの手引き」（以下、「事務手続きの手引き」という。）の該当（※特に P15～16（令和6年度版の場合））も必ずご確認ください。

記

着手届の適用条件については表1、着手届の受理までに実施できる事項、できない事項については表2、着手届の運用に係るQ&Aについては表3のとおり整理したので、参考にされたい。

その他、とりわけ、交付申請開始日までに早期着手の事由が生じ、交付申請と同時に着手届を提出したい場合には、交付申請のメールの件名において、【4月中着手希望】と記載して頂きますようお願い致します。

表 1 「着手届の適用条件」

	適用条件	例
1	着手の理由は「気温上昇の早期化」や「予期しない新規侵入」等、人為の及ばない「環境要因」によるものである。	・ 気温の上昇により対象種の活動が活発化している。 ・ 隣町からの侵入が確認された。
2	早期に着手しなければ、事業効果の減少や、保全対象への被害が生じるおそれがある。	・ 着手が遅れることで、対象種の生息環境が整ってしまい、防除が困難になる。
3	上記が「交付決定前着手を必要とする理由」のなかで具体的に述べられている。	
4	交付決定前着手届が、交付申請書に記載された事業始期よりも前の日に提出されている。	
5	交付申請書が既に正式提出されている。	

※以上の全てに該当する必要があります。

※着手届の適用条件及び条件 1 の例については、詳細は事務手続きの手引き p 16 も参照下さい。

表 2 「着手届の受理（※ 1）までに実施できる事項、できない事項」

着手届の受理までに実施できる事項	着手届の受理まで実施できない事項
・ 物品の納入や委託を予定している業者との調整 ・ 入札審査会の開催 ・ 入開札 等	・ 購入や役務の契約（※ 2）

※ 1

「受理」とは、環境省が着手届の内容を確認した上で、以後事業に着手してよいとして着手届を受理した旨の「正式な連絡」が環境省から交付事業者に対し行われたタイミングを指します。着手届を提出したタイミングではありませんのでご注意ください。

上記連絡を受けずに事業に着手した場合は、着手した契約や購入は交付対象外となるため、ご注意ください。

※ 2

あくまでも「購入や役務の契約日」をもって判断致します。着手届の受理以前にそれらの契約を行った場合、「納入日は着手届の受理後であった」「業者が役務に着手したのは着手届の受理後であった」等は認められませんので、ご注意ください。

表 3 「着手届の運用に係る Q & A」

	Q	A
1	必要な全ての書類が完全に整っていないと受理されないのか。	従来、交付申請において必要な全ての書類が完全に整った時点で受理していたが、令和 7 年度以降は、交付申請書様式 1 や様式別紙等、事業計画の妥当性及び着手届の適用条件が確認できる書類に補正の必要が生じない限りは、状況に応じ、柔軟な対応を検討します。
2	補正によって、交付決定前着手届の内容と交付決定の内容が異なるものとなった場合、どちらが優先されるのか。	交付決定は交付決定前着手届の内容を追認するものではなく、あくまでも交付決定前に交付決定の内容での着手を認めるものになります。 そのため、交付決定の内容が優先されます。
3	対策の対象である特定外来生物の活動が明らかに活発化していることは職員の視認等で把握しているが、定量的な調査結果は得られていない。このような場合も着手届は受理されるのか。	定量的な調査結果等による根拠があることが望ましいですが、職員の視認等で表 1 の適用条件 1 を満たすと自治体において判断できる場合には、その旨を着手届に明示して下さい。予防原則の観点も踏まえ、受理することが可能か検討いたします。
4	事務手続きの手引きでは、提出から受理までに 2 週間を要するとあるが、受理を早められないか。	提出から着手まで従来の「2 週間」から「1 週間程度」と運用を改善します。※事務手続きの手引きの記載についても修正予定。 1 週間以内の急ぎの着手を希望する場合は、必ず個別にご相談下さい。
5	台風が接近しており、台風が直撃した場合に水害によって対象種の分布が拡大する可能性が高いため、急ぎ防除に着手したい。水害が発生して分布が実際に拡大しなければ受理は認められないのか。	天災は人為の及ばない要因であるため表 1 の適用条件 1 に該当し、被害抑止の趣旨から同表の適用条件 2 についても該当します。 適用条件 3～5 に該当するのであれば、全ての適用条件に該当し、受理し得る事由であると解します。